

【サービス料金表別紙】

令和7年9月1日改定

基本部分	居宅介護支援費（Ⅰ）および（Ⅱ）（※1）		
	居宅介護支援費（ⅰ）	居宅介護支援費（ⅱ）	居宅介護支援費（ⅲ）
要介護1・2	1,086 単位	544 単位（Ⅰ） 527 単位（Ⅱ）	326 単位（Ⅰ） 316 単位（Ⅱ）
要介護3・4・5	1,411 単位	704 単位（Ⅰ） 683 単位（Ⅱ）	422 単位（Ⅰ） 410 単位（Ⅱ）
初回加算	（1月につき） +300 単位		
特定事業所加算（※2）	（1月につき） （Ⅰ）+519 単位 （Ⅱ）+421 単位 （Ⅲ）+323 単位 （A）+114 単位		
特定事業所医療介護連携加算	（1月につき） +125 単位		
入院時情報連携加算	（1月につき） （Ⅰ）+250 単位 （Ⅱ）+200 単位		
退院・退所加算	（Ⅰ）イ +450 単位 （Ⅰ）ロ +600 単位 （Ⅱ）イ +600 単位 （Ⅱ）ロ +750 単位 （Ⅲ）+900 単位 （入院または入院期間中 1 回を限度に算定）		
通院時情報連携加算	（1月につき） +50 単位		
緊急時等居宅カンファレンス加算	（1月に2回を限度に） +200 単位		
ターミナルケアマネジメント加算	+400 単位 （死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合）		
特定事業所集中減算	-200 単位		
運営基準減算	50/100 （2ヶ月以上継続している場合は算定しない）		
同一建物減算 （①～③のいずれかに該当する建物に居住する利用者に対して、ケアマネジメントを行った場合）	（1月につき） 95/100 ① 事業所と同一の建物 ② 事業所の所在する建物と同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物 ③ 1月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物		
地域区分別の1単位単価	（7級地） 10.21 円		

（※1）居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数に応じ、45件未満の部分については（ⅰ）、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。（居宅介護支援費（Ⅱ）は45件を50件とする）

（※2）特定事業所加算は中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価したもので、主任介護支援専門員及び介護支援専門員を配置し、24時間常時連絡できる体制を整備すること、定期的な会議、研修、事例検討会を実施することで取得できる加算です。

法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦全額料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提供すると、払い戻しを受けることができます。